

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成25年12月19日(木)

開会 13時00分

閉会 16時30分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、丹保健一委員、柏木康恵委員
山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 加藤幸弘、班長 辻成尚

教職員課 課長 梅村和弘、班長 小宮敬徳、班長 吉田淳、主幹 加藤真也

主幹 奥出博之、主事 中村里会子

高校教育課 課長 倉田裕司、指導主事 松村絵里

小中学校教育課 課長 鈴木憲、課長補佐兼班長 谷口雅彦、班長 伊藤卓哉

指導主事 川北浩司、指導主事 脇田明美、指導主事 小泉恵希

指導主事 田中英、指導主事 川口裕子

特別支援教育課 課長 東直也、特別支援学校整備推進監 大藤久美子

主幹 大井雅博

生徒指導課 課長 田淵元章、子ども安全対策監 倉田幸則

課長補佐兼班長 今田禎浩

保健体育課 課長 阿形克己、指導主事 山本敏之、指導主事 下里育人

5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第37号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第38号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第39号 職員の懲戒処分について	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告1 「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）」の策定について
- 報告2 平成26年度三重県立学校現業職員採用選考試験の実施について
- 報告3 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状授与について
- 報告4 平成26年度全国学力・学習状況調査について
- 報告5 土曜日等の授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について
- 報告6 松阪地域特別支援学校（仮称）に係る学校基本構想（案）について
- 報告7 三重県こども心身発達医療センター（仮称）併設特別支援学校に係る基本設計について
- 報告8 三重県いじめ防止基本方針策定について
- 報告9 平成25年度「ケータイ・ネット対策事業」ネット検索の結果について
- 報告10 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
- 報告11 平成25年度三重県優秀選手・指導者表彰について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成25年11月21日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

前田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第37号及び議案第39号は人事管理に関する案件のため、報告2は実施要項の発表前であるため、報告3は報道資料提供前であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、非公開の報告3の報告を受け、議案第37号及び議案第39号を審議し、報告2の報告を受けた後、公開の議案第38号を審議し、報告1及び報告4から報告11の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

報告3 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状授与について（非公開）

高校教育課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第37号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第39号 職員の懲戒処分について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告2 平成26年度三重県立学校現業職員採用選考試験の実施について（非公開）

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第38号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（梅村教職員課長説明）

議案第38号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成25年12月19日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ以降、規則の改正案になっております。説明はまず改正理由が書いてございますので、6ページをご覧ください。規則案要綱ということで改正理由を書いております。幼稚園教諭普通免許状授与の特例制度に係る「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」の施行等に伴い、教育職員免許状に関する規則の規定を整備するという、国の省令改正に伴う規則の改正でございます。

具体的な中身は一番後ろの10ページをご覧ください。こちらで説明をさせていただきます。1番の「改正理由」をご覧ください。「幼保連携型認定こども園」の創設に伴い、「幼保連携型認定こども園」の職員である「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則となるということです。ただ、認定こども園法の改正により、施行後5年間は、いずれかの免許・資格を有していれば「保育教諭」となることができるという経過措置が設けられています。

そういうことも踏まえ、上記の経過措置期間中に保育士の登録をしている者につきまして、保育士の勤務経験を評価して、幼稚園教諭免許状を受けるために必要な修得単位数を軽減する特例制度を定めたというもので、教育職員免許法附則第19項が25年7月1日に改正をされております。

保育士の登録をしている者は、幼稚園教諭の免許状を取得するにあたって特例が定め

られたということです。その特例が裏の11ページに書いてございます。保育士免許を持っている方について、真ん中のところを見ていただきますと、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例ということで、保育士としての実務経験が3年あれば、大学において修得することが必要な最低単位数は8単位となります。現行では実務経験は特に問わず、一種免で59単位、二種免で39単位が必要となっております。それが8単位で済むということです。

そういう特例を設けるといって、10ページの2番の「改正内容」ですが、特例に基づいて幼稚園教諭免許状授与申請があがってくることとなりますので、別表第1において申請書類を定めるということが、その中で「申請の根拠規定による区分」に「附則第19項」を追加するか、「申請書類」に「実務に関する証明書」及び「指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士試験に合格していることの証明書」を追加するなどの改正を行うということです。さらに、その第9号様式の2として「実務に関する証明書」の様式を追加するということです。あとは、その他の規定の整備ということです。

1ページからが改正案ですが、新旧で見ていただいたほうが分かりやすいかと思えます。7ページをご覧くださいと、新旧対照表の形になっております。上の備考の6は項ずれを直す改正でして、下のほうに第9号様式の2ということで「実務に関する証明書」というのを新規で追加をしております。

申請書類等については8ページのA3サイズの資料を開いていただきますと、網掛けとアンダーラインがしてあるところが今回の改正部分です。申請書類の中に「実務に関する証明書」と「指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士資格に合格していることの証明書」がありまして、一番下の右に追加した2行を見ていただきますと、附則19号項によって幼稚園教諭の一種免許状や二種免許状を申請するときはこういう書類が要るということで、この部分を改正する案となります。

【質疑】

委員長

議案第38号についてはいかがでしょうか。

丹保委員

具体的に8単位というのは、どういう授業科目でどういう単位のことを指しているんですか。

教職員課主事

具体的には、元々ある幼稚園教諭の免許を取るために開講されている科目のうち、保育士資格を取るために勉強している内容と重ならない部分を取ることとなりますので、「教職の意義及び教員の役割」とか、「教員の職務内容」、あとは学校教諭独自のものとして「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」、もしくは、保育士資格により単位が軽減されている「幼児理解の理論及び方法」、「教育の方法及び技術」、「保育内容の指導法」、「教育課程の意義及び編成の方法」、最後に「日本国憲法」という以上の内容です。

丹保委員

保育士免許取得に使わなかった幼稚園教諭の単位数のところから取るということですね。分かりました。

委員長

他にはよろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

報告1 「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）」の策定について（公開）

（荒木教育総務課長説明）

報告1 「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）」の策定について

「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）」の策定について、別紙のとおり報告する。平成25年12月19日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長

説明は担当の推進監が行いますので、よろしくをお願いします。

（加藤教育改革推進監）

1ページをご覧ください。「高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）」の策定についてということで、経緯ですが、平成22年12月に策定しました「三重県教育ビジョン」ですが、この中で教員の資質の向上という項がございまして、「教員養成」「採用」「研修」を相互に関連づけて、総合的な視点から教員の資質の向上に向けた取組を進めるということを記述しております。

そこで、平成24年度の三重県教育改革推進会議で、特に授業力の向上の観点から、このことについて審議をしていただき、3つのうち3番目の「研修」を中心とする基本的な考え方や重点的な取組事項等が取りまとめられたところです。その際、推進会議においても25年度は前のほうの2つ、「教員養成」「採用」も含めた指針を事務局で素案を策定し、推進会議等で審議しながら25年度末までに策定するというようなことをいただきました。それを進めているところです。

1の「指針の内容」ですが、（1）趣旨として、三重県教育ビジョンの取組内容、申し上げました32本の施策の中の1つとして教員の資質の向上がありますので、この項に沿って資質の向上が着実に図られるよう、方策の体系と取組方向を示そうとしています。

（2）で基本的な考え方として3点、「教員養成」「採用」「研修」、この3つを通じて高い専門性と豊かな人間性を備えた教員が大切ということで計画的に育成しますということで、タイトルもこのことから付けようと考えているところです。

基本的な考え方の2つ目、大学等教員養成機関との連携を一層強化し、学校現場をよく知り、高い専門性と豊かな人間性を備えた教員を養成・採用するとともに、研修等に

ついて市町等教育委員会や大学等と適切に連携及び役割分担を行っていきたいと考えております。

3つ目として、教員がライフステージ、年齢段階ごとに求められる力を習得できるよう、研修を体系的に実施するとともに、「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を創造できるよう、授業力の向上を重視した研修を実施する。また、OJTをはじめ教員が可能な限り学校もしくは学校に近い会場で研修を受けられるよう、研修のあり方を改善するとともに、学校の組織運営体制の確立につながる人材の育成を図りたいと考えております。

内容につきましては、この後、別冊のほうでご説明します。下の2の「今後の進め方」ですが、現在、並行しまして市町教育委員会や小中高のPTA、あるいは関係の大学等教員養成機関といったところからも意見を伺っております。推進会議では先般12月16日にも審議をいただき、2月4日の審議を経て、また、その後、県議会等への説明も経ながら、3月の教育委員会定例会で報告し、策定をしていきたいと思っておりますので、3月にまた改めて、修正等、今後あるかもしれませんが、示させていただきたいと思っております。

それでは、別冊、概略のみで恐縮ですが、冊子を開いていただきますと、目次がありまして、大きく4つのパートで構成しています。1つは、として「はじめに」ということで趣旨等、それからとして「教員養成」、として「採用」、として「研修」と、この3本で、の「研修」については、昨年度の教育改革推進会議の審議等でおおよそ方向等を取りまとめていただいたものを再度整理し直して記述をしています。と、「教員養成」と「採用」については、今回、このような形で初めて素案となっております。

それでは、基本的な考え方等々ですが、1ページ、「はじめに」の1、趣旨については、基本、先ほどのペーパーでご説明したとおりですが、3段落目です。「このことから」というところですが、「このことから、ビジョンの示す取組内容に沿って教員の資質の向上が着実に図られるよう、方策の体系とそれに基づいた取組方向とを取りまとめました。なお、今後、現行のビジョンに代わる新たな本県の教育振興基本計画が策定された場合は、必要に応じて本とりまとめの見直しを行います。」と、ビジョンに基づいた取組方向等であるということです。

1ページの真ん中より下のほう、2の「教員に求める資質」は、従いまして三重県教育ビジョンのほうに示しているとおりのことを、改めてここに示している形になっております。

2ページですが、「現状と課題」で、改めて次のようにとらえますということで6点、1点目は(1)多様化・複雑化する教育課題への対応ということで、近年の社会状況や子どもたちの変化等を背景に、課題が非常に多様化・複雑化しておることが現状として1つ。2つ目として、(2)大量退職への対応ということで、今後、当面の間、多くの経験豊かな教員の退職が見込まれているという状況があること。(3)育てる文化の醸成ということで、時間的余裕等がなくなり、職場の中で互いに力を磨きあおうとする「育てる文化」が薄れてきているのではないかと。その一方で、他の教員や関係機関等と連携・協働する必要性が高まっているという現状。それから、(4)教育への信頼ということで、コンプライアンス的な事項です。社会から学校や教員への尊敬・信頼

を損ねる事案が生じていることへの対応の必要性。また、(5)関係機関との適切な連携・役割分担ということで、市町等教育委員会や大学等とのより適切な連携・役割分担といったことです。最後、(6)魅力ある職場環境の実現ということで、教員が働きやすく、課題等へ意欲的に取り組むような職場を実現していくというような必要性、こういったことが現状課題としてあるのではないかと整理した上で、3ページの4の「基本的な考え方」については、最初の1枚目のペーパーでご説明申し上げた3点を基本的な考え方として書かせていただきました。そして、(3)体系的な人材育成の中でライフステージごとに求められる力ということで、下のほうに表として、こういった形で示すのは今回初めてと思っておりますが、整理をさせていただきました。

以下、項目のみで大変恐縮ですが、4ページ、5ページが教員養成に係ることとしまして、項目としては、「1 大学等教員養成機関との連携強化」として、(1)大学生等が学校現場を知る機会の拡充についての取組方向。(2)は高い専門性と豊かな人間性を備えた教員を大学等と連携しながら養成していくということについての記述。養成については、この4ページ、5ページについての記述となります。

続きまして、6ページ、7ページが、採用についてというので、大きくは2点、6ページが教員採用の仕組みと方法の改善ということと、7ページには、教員採用選考試験を合格した者が学校現場で円滑に教育活動を始めるためということで、(1)には採用試験合格から配置までの間の取組ということも、今後そのような方向で考えていく必要があるのではないかとすることを記述した部分です。

8ページ以降は、研修について昨年度の整理をもとに今一度、整理をし直しました。8ページは、ライフステージごとに求められる力ということで、(1)若手教員、(2)中堅・中核教員、(3)ベテラン教員、9ページ下のほう(4)管理職ということで、それぞれに求められる力をどう資質向上を図っていくかという内容です。

10ページは(5)として、講師、学校に常勤講師、非常勤講師がいるわけで、こういった講師が学校の中で大きな力になっている部分もあるということで、こういったところへの施策、資質向上も必要であろうと。(6)が、指導に課題等のある教員の資質向上についてです。

11ページ以降は、授業力の向上を重視した研修と、これは昨年度も随分議論いただいて、このような形で整理しつつあったところですが、11ページの(1)は、主に小中学校における授業改善モデル等々で、ア)イ)ウ)エ)オ)とありますのは、小中学校での取組が中心です。

12ページのほうは、高等学校・特別支援学校で特性を踏まえた指導力の向上ということですが、

続いて、13ページはOJT、学校現場での人材育成ということで、こういった学校での校内研修体制の確立といったことに関する項目です。

14～15ページは、研修のあり方の継続的な改善ということで、研修の成果が着実にあらわれるための取組です。また、継続的に見直しを図っていく必要があることについて、特に15ページのオ)のところでは、外部の方も含めた、継続的に研修を改善するような仕組みについて検討していく必要があるのではないかとすることについても記述をしました。

最後になります。16ページ、17ページですが、学校の組織運営体制の確立ということで、組織運営、組織として学校が取り組んでいくための人材の育成、また、その確立による教育活動の質の向上ということで、16ページ、17ページに記述しました。

大変概略で恐縮ですが、説明は以上とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょう。

柏木委員

何点かありますが、まず、6ページの教員の採用のところですが。学生たちは教育実習に3年次、4年次と行くと思いますが、その時に教育実習で資質というか、やりたい意欲があっても、どうしても子どもたちと合わない学生がいると思います。教育実習に行った学生から聞くと、子どもからあまり好かれてないですが、教員になりたくて教員採用を受けて教員になってしまうということがあるようです。ですので、合わないけどやりたいという、資質と適性と、そういう人たちを鍛えていったらいいんですが、せっかく教育実習をして子どもたちとの相性とかいろんなことも見えるので、面接だけで数分話をするだけでは、なかなか資質が分からないので、そういうものも1つ加味しながら適性を見ていってもらったらどうかというのが1つ。

もう1点は、10ページの「指導に課題等のある教員の資質向上」というところですが、これは指導力不足の先生方が挙がってきて、その方たちをどうするかという委員をさせてもらったことがあります。その中で10年かけて1年ごとに学校を替わって、校長先生が対応しながらいろんな書類が出てきて、明らかに適性不足な方が10年かけて挙がってきます。もうその方は50歳を超えているとか、そういう方もたくさん挙がってきます。そこにいくまでの過程でそういう人たちを初めのうちにこういうふうに指導していくのはとても大事だし、10年という間に、その人に教えてもらった子どもたちは何百人といるわけですね。そういう人たちに教えてもらう子どもたちをなるべく少なくして、指導に不安や課題がなくなるようにしていただきたいと思います。また、その上の「講師の資質向上」、これはずっと前から何度も何度も言っている中で、市単、町単で講師は採るので県では何もできないということでしたが、一步踏み込んでもらって、とても良いことだと思います。

委員長

今の点で、何かありますか。

教育改革推進監

教育実習のことについては、どちらかといえば養成の中に入っていくところだと思いついて、主体は大学がやられることではありますが、大学のほうも今、教育実習、3年生、4年生だけではなく、1年生、2年生の段階から学校現場に触れていくということが、いわゆるミスマッチをどうするか、それをマッチングさせていく方向にいくのか、また、ひょっとしたら違う方向もあり得るかもしれないですが、大学初年次から学校現場をよく知ることは、既にやっていただいていると思いますが、その辺りも含めて大学

との連携をどう深めていくか。書き方も含めてもう少し検討をさせていただければと思います。ありがとうございます。

それから、指導力の不足のことにつきましては、おっしゃったようにここに書いてありますのは、2年目、3年目、4年目というところで早め早めに対応していくかということが大事というような趣旨で書かせていただいております。

研修担当次長

付け足しさせていただきます。2つ目にいただきました指導に課題のある教員の研修ですが、おっしゃっていただきましたように、平成15年から本県では指導力不足の教員に対して研修を実施してきました。また、その研修とは別に、早くから経験年数が浅く、指導に不安や課題を抱えている教員がいるという現状が、近年明らかになってきましたので、本年度からフォローアップ研修という形で、本人の申出等を大事にしながら研修を実施させていただくようにしております。今後もこの研修を見直ししながら進めていかなければと思っています。

柏木委員

精神的に病んでしまっただけからでは大変なことになるので、つまずいても、気楽に研修を受けられるようなシステムにしてもらって、なるべくそういう精神疾患がないように、気持ち的に子どもたちに接していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

丹保委員

講師の件ですが、私も以前からお願いをしていたのですが、講師といえども子どもから見たら同じ先生なんですね。だから、是非、この辺のところもある意味、ケアをしていただければと思います。それから、よく講師ではなくて全部専任にしたらどうかという話がありますが、私は単に経済的な問題だけじゃなくて、教員の年齢構成とか辞める人が多い少ないという問題もありますので、僕は講師というのはある意味、そういうことを考えても、必要じゃないかと思っています。

一部の人は非常に誤解をしている場合もありまして、全員正規にしてしまえとか、そういう乱暴なことを言いますが、辞めた後、全部埋めたら、次の年は誰も採れなくなるとか、極端なことを言いますと、そういう意味ではある程度年齢構成を緩やかにしていくためにも必要じゃないかと思っていますので、それも含めて是非お願いしたいと思います。

教育改革推進監

講師については、現状として常勤の講師については、3日ほどの研修を総合教育センターで実施したり、非常勤については、各学校で管理職が行う形になっておりますので、今後、それを県教育委員会としてどうしていくのかということも含めて検討していきたいと思っています。

委員長

まずは課題を明確に認識して、解決することは宣言したということでもいいんですね。他にございますか。

前田委員

別冊の6ページ、「採用」のところの2番の教員採用試験の方法の改善のところ、

下から2行目、「三重の公立学校で教員として働く魅力を積極的に」と書いてありますが、教員として働く魅力、三重の公立高校で教員として働く魅力というのは、具体的に表しにくいかとは思いますが、どういうピーアールをしていくのでしょうか。

教育改革推進監

既にウェブページだとか、様々な手段で発信はしていますが、さらに、例えば地域と密着した様々な取組で、今までどうしても子どもたちが輝くというようなことをいろんな形で発信することは各学校もやっていますし、県としても市町もやられていると思いますが、そこに教員も輝いているというようなところをどう織り込んでいくかが一番重要かと思っていますので、そんなことも含めて様々な手段は考えながら取り組んでいきたいと思っています。

委員長

教員が輝いてもらわないと。

他にございますか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告4 平成26年度全国学力・学習状況調査について（公開）

(鈴木小中学校教育課長説明)

平成26年度全国学力・学習状況調査の概要について、別紙のとおり報告する。平成25年12月19日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

資料の1ページをご覧ください。文部科学省より11月29日付けで「平成26年度全国学力・学習状況調査」に関する実施要領が公表されました。平成26年度の全国学力・学習状況調査につきましては、今年度と同様の悉皆調査となります。

調査日程は来年4月22日火曜日、調査対象は小学校の第6学年、中学校の第3学年の原則として全児童生徒となっております。調査内容も今年度の本体調査と同様で、児童生徒に対する調査としましては、教科に関する調査、これは国語・算数・数学です。それから、児童生徒に対する質問紙調査、そして、学校に対する質問紙調査です。

調査結果の取扱いですが、調査結果の文部科学省による公表については、例年同様、国全体等の状況、そして、都道府県ごとの公立学校全体の状況などとなっております。

続いて、文部科学省からの調査結果等の提供については、都道府県教育委員会等に対して提供されるものは、当該都道府県における公立学校全体の状況、あるいは、各市町村における公立学校全体の状況及び各市町村が設置する各学校全体の状況に関する調査結果等となっております。

また、市町村教育委員会に対しましては、公立学校全体の状況及び設置管理する各学校の状況に関する調査結果となっております。

また、学校に対しましては、学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票という形となっております。

調査結果の取扱いに関する配慮事項については、変更点があります。平成25年度からの主な変更点としては、まず、都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同

意を得た場合は、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことは可能であること。そして、市町村教育委員会においては、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした公表を行うことは可能であることとなりました。

また、教育委員会等において調査結果を公表する場合に配慮すべきこととして、公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。特に、個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、必要性について慎重に判断すること。単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表すること。さらに、今後の改善方策も速やかに示すこととなっています。そして、市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合、及び学校名を明らかにした結果の公表について都道府県教育委員会に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表や各学校の順位を付した公表などは行わないこととなっています。それから、児童生徒の個人情報の保護や学校や地域の実情に応じて、必要な配慮を行うこと定められています。

今後の方向性としましては、全国学力・学習状況調査の結果の公表については、国が示す実施要領に則って、対応してまいりたいと考えております。

学力向上に向けては、各学校において調査結果を分析し、課題を改善する取組を家庭や地域と一体となって進めることが大切です。このため、各学校において、自校の学力調査の結果、あるいは分析結果、そして、それを踏まえた改善方策等について、保護者等へ積極的に情報共有を行うよう、引き続き働きかけてまいりたいと考えています。

3 ページからの資料は、実施要領の概要、そして、その次のページから実施要領となります。

以上、平成 26 年度全国学力・学習状況調査について、報告いたします。

【質疑】

委員長

報告 4 はいかがでしょうか。

丹保委員

この文章は、文科省の文章ではないんですか。

委員長

今、ご説明いただいた 1 ページ、2 ページは、三重県としての文書ですか。

丹保委員

2 ページの 2 つ目のポツ、この文章分かりにくいね。

委員長

「市町村教育委員会において」と書いてあるところですか。

丹保委員

文科省の文章だったら黙っていようと思ったんですが、これはちょっと分かりにくいんですか、この文章。2 つ目のポツの「市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合、及び学校名を明らかにした結果の公表について」っ

て、何か分かりにくくないですかというのは私の感想ですが、他の人はみんな分かっていたらいいんです。私は古い人間だから、時代遅れになっているのかも分からないですから。

教育長

私も聞きたかったのですが、同じことを思って、1ページの最後のポツですが、「特に、個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、必要性について慎重に判断する。」って、文部科学省の文書にはどこにも出てこない。3ページのこれが配慮事項ですよ。なぜこの配慮事項をそのまま抜き出さなかったのかと思う。

委員長

3ページの四角い枠の中に入っているのが配慮事項ですね。

教育長

概要のところには序列化や過度な競争が生じないようにするなど書いてありますが、分かりづらいんです。1ページで、課長は「3つ目のポツから配慮事項です。」と言ったけど、それなら、1番目と2番目は何かという話になりますね。この構成そのものが悪いと思うけど、どう思う。

小中学校教育課長

資料の8ページをご覧ください。これが文部科学省の実施要領で、(5)番のところで大いタイトルとして「調査結果の取扱いに関する配慮事項」と示されております。全体が配慮事項と示されておまして、その中にアとして、「教育委員会及び学校における調査結果の公表」という項があり、(ア)にとがあって、「(エ)に基づき」という内容を要約しています。そして、今、ご指摘のありました(エ)の部分については、要領の中で、どこにも(エ)が配慮事項であるという記載はありません。そういう構成でございます。

教育長

僕も、丹保委員の言われていることは、よく分かるような気がするんですね。

丹保委員

日本語として合ってる、合わないは別として、やはり分かりやすい文章を書くというのが基本ですね。

学習支援担当次長

この1ページから2ページにかけては、元々当然文部科学省で書いてあります実施要領をそのまま入れればいいのですが、なるべくコンパクトに書かなければいけないということで要約をしてあります。そういう意味で県独自で作っております。ただ、ベースは国の実施要領です。

丹保委員のご指摘のところについては、2つ要素がありますが、端的に言いますと、学校名を明らかにした公表については、あらかじめ学校と事前に相談することがまず必要だということが根幹にありまして、その場合に学校名を明らかにして公表できる場合は2つあります。1つは、市町教育委員会が学校名を明らかにして公表する場合、もう1つは、都道府県が学校名を明らかにして公表する場合というのがあります。その場合には都道府県は勝手に公表できなくて、要は当該市町の中の学校について、学校名をその市としてオープンにすることについて県に対して良し悪しを言う権利があります。

具体的には1ページの配慮事項の1つ目のところに相当しますが、「都道府県教育委員会において、市町教育委員会の同意を得た場合は、市町名と学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能である」とあります。ですから、ここにありますように、市町教育委員会の同意を得るのが1つ条件になります。都道府県教育委員会が学校名をオープンにする。その同意に関して書いてあるのが、今、丹保委員がおっしゃった2ページの上から2つ目のポツに係るところで、「及び学校名を明らかにした結果の公表について都道府県教育委員会に同意する場合」というのが、今の文章です。

教育長

それは市町村教育委員会がすることですね。そこが分かりづらい。

学習支援担当次長

分かりづらいというご指摘は当然ですが、趣旨としては今の2つのパターンが入っていることをご説明したくて申し上げました。

教育長

概要を抜いていったほうがいいんじゃないですか。配慮事項というなら。最初のポツ2つは、配慮事項と違うんじゃないの。「配慮事項に基づき」といって、次の2つ目も「配慮事項に基づき」になって、公表する場合の大元の話ですね、この2つは。それで、配慮事項は概要を持ってきたほうが非常に分かりやすいと思うけど、私は。

学習支援担当次長

分かりやすさという意味ではそうですが、ただ、申し訳ないですが、国の実施要領がそもそも配慮事項の中に今のことが書いてあるために、それをベースにしたので今みたいに分かりづらくなりました。書き方としては確かにわかりづらいところがあるので、今後、出していく文書については、工夫をしたいと思っています。

丹保委員

私は内容のことじゃなくて、分かりにくいところだけを指摘しているだけです。

委員長

少し分かりづらい。確かに2つのことを言っているんだなというのは、白鳥次長の説明を聞いて分かるくらいではまずいですね。

教育長

何か価値判断を入れてしまっているように思われるのはいかんと思います。つないでしまっていて。ここの文節ですと出してきたらいいですが。なんでこの文章のここを抜いてきたのと言ったときに、説明できない。

委員長

ただ、必要性について慎重に判断するというのは、ありましたね。ここは一度工夫をしてみたいと思いますが、どうでしょう。

小中学校教育課長

今後の文章については、分かりやすい文章という形で、原文に基づいて書くようにさせていただきます。

委員長

他はございますか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告5 土曜日等の授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について（公開） （鈴木小中学校教育課長説明）

報告5 土曜日等の授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について

土曜日等の授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成25年12月19日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

文部科学省におきまして、11月29日付けで土曜日等の授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正が行われ、同日、施行をされましたのでご報告いたします。

1ページをご覧ください。まず、1の「これまでの経緯」ですが、（1）国の動向といたしまして、文部科学省の「土曜授業に関する検討チーム」の最終まとめが、9月30日に公表されました。

3ページの別紙1をご覧ください。まず、1項目目の「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめについてですが、この中間まとめにつきましては、6月28日に文部科学省から公表されました。5ページ、6ページにその概要を添付させていただきました。この中間まとめでは、土曜日における教育活動の理念や、土曜授業のあり方について、子どもたちに学校における授業や、地域における多様な学習や体験活動の機会など、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校・家庭・地域のすべての大人が連携し、役割分担しながら取組を充実することが必要であることなどの基本的な考え方が示されておりまして、文部科学省ではこうした考え方を踏まえ、学校や教育委員会に対する土曜授業に関する調査結果や、全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方の調査結果などについても併せて検討し、6ページに移り、設置者の主体的な判断で土曜日の授業を実施することが可能である旨がより明確になるよう、学校教育法施行規則の改正を行うこととすると示されました。この最終まとめを踏まえ、文部科学省では11月29日付けで施行規則の一部改正が行われ、同日、施行されたところです。

7ページの別紙2をご覧ください。この資料は、文部科学省が作成した規則改正の概要を表したものです。2の「主な改正内容」のところをご覧ください。改正前ですが、学校教育法施行規則の第61条では、「公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りではない。」と規定されておりました。中学校、高等学校等においても準用規定により同様でございます。

改正後についてですが、この「特別の必要がある場合は」の部分が、「当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は」となりまして、土曜日等に授業を実施することが可能であることが、一層明確に示されたところです。

1ページにお戻りいただきまして、1の（2）の「県内の動向」のところですが、県教育委員会としましては、国の動向を踏まえ、市町教育委員会からの要請を受けて、土曜日の授業についての考え方を素案としてとりまとめ、11月12日火曜日に、各市町教育委員会に送付をいたしました。現在、各市町教育委員会においては、土

曜日の授業の具体的な進め方などについてご検討いただいているところです。

県教育委員会としましては、今後も市町教育委員会や関係団体との意見交換や協議等を行っていきたいと思っております。

以上、土曜日等の授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正についてご報告いたします。

【質疑】

委員長

報告5は、いかがでしょうか。

この1ページでいうと、今後の方針のところはいろいろとまだ協議を進めていって、4月から各市町、それから県立学校はどういう状況なんでしょうか。

小中学校教育課長

今現在、様々な市町教育委員会であるとか、あるいは関係団体の説明、意見交換を進めているところで、年内には再度、市町教育委員会と意見交換をさせていただきたいと思っております。今現在は素案という形で出されておりますので、今後、意見交換を踏まえて、案という形でなるべく早い段階で出していきたいと思っております。

柏木委員

ということは、市町によっては土曜授業をするところもあれば、やらない判断をする市町も出てくるということでもいいですか。

小中学校教育課長

最終的に先ほど申し上げたように、施行規則においては、各市町教育委員会の判断という形になりますが、いろいろとこれまでの意見交換をさせていただく中で、各市町教育委員会からは、県内統一した形で実施したいというご意見もいただいているところで、やる市とやらない市が出てくることは、市町教育委員会の意見としては、なるべく統一した形でという意見をいただいておりますので、そういったあたりに向けて各市町教育委員会でも協議を進めてもらっておりますし、その中へ県も入らせていただいて調整をさせていただくというところです。

柏木委員

やるとしたら、県下全てでやるか、県下全てでやらないかみたいな形に、相談でなりそうなんです。

小中学校教育課長

統一した形で実施する方向へ向けて、それぞれの市町教育委員会で協議、検討していただいているということです。

委員長

なぜ統一しなくちゃいけないのですか。

小中学校教育課長

やはり義務教育ですので、ある市町でやる、ある市町でやらないということについては、義務教育段階の子どもたちにとってどうかというところで、各市町教育長からはいろいろと意向が出ているものと思われま。

丹保委員

でも、うちはやらないとか、うちはやってもいいとかという個性的な教育委員会があっても良いと思いますがね。おそらく一緒にしたいというのは、例えば、スポーツ団体が何か大会をすとか、そのときに例えば第1週は困るとか、第1週だけにしてくれとか、そういう意味では統一しなきゃいけないと思いますが、自主性がないという感じもします。市町教育委員会がそういう意向では仕方ないと思いますが、先ほど申し上げたように、ある市町が第1週やって、ある市町が第2週やってということになるとバラバラになりますね。そうするとスポーツ関係とか、今までやってきた活動なんか途切れてしまうとか、そういう意味では統一性は求められる点もあると思いますが。それは今後の話し合いだと思います。

委員長

土曜日の授業についてはいかがでしょうか。今後も継続して協議をしていただけないことですか。

前田委員

1ページ目の2番の「今後の方針」のところで、「協議を進めていきます」と書いてありますので、質問のしようがないなと思っていました。今日は12月の後半。特に市町から県で決めて欲しいとかいう声があるということは、多分市町は困ってみえるのではないかと思います。新年度以降、どうするかというのを、これは推測ですが、スケジュール的にも早くどういう風にするか決めないと、新年度予算の作成なども関係するんじゃないですか。ちょっと懸念しているという私の意見ですが。

委員長

今の点について何かございますか。

小中学校教育課長

現在、各市町教育委員会で来年度からの実施ということで、その来年度の実施スケジュールや実施回数も含めて、あるいは課題についてどんな解決をしていけばいいのかについても、それぞれの市町教育委員会でご検討いただいているところですので、年内にはそういった意見交換等も県が入ってさせていただきたいと思っているところで、一緒により良い形で課題についても改善できるように検討もしていきます。

委員長

年内ということですので12月中にそういう場を一回持って、というスケジュールですか。

小中学校教育課長

その予定でございます。

委員長

なんといっても来年の4月から新年度が始まることからいうと、私も、そして丹保委員もちょっと懸念されましたが、やはり県に決めてくれではない、県全体で一緒にやろうじゃない、と思いますね。少なくとも県に決めてくれではなく、市町が、確か北勢地域の市町教育長会議で言った記憶もありますが、子どもの学力状況調査、体力の状況調査などを見たら、この地域の子どものためにはこういうことをやる必要があるという課題があって、そして、土曜日に地域の人を巻き込んでこういうことをやってみようとか、

それはもちろん学校の公開でもいいし、地域の人に補充の授業をやってもらう場合でもいいし、じいちゃん、ばあちゃんと子どもと一緒にワアワアやるのもいいし、そういう土曜日の使い方はどれだけでもできるような気がしますね。それは地域の状況、その学校の置かれている地域性でいろいろとできる可能性が大きいんじゃないかと気はしていて、その意味でいうと確かに4月からさっとというわけにはいかないでしょうが、今回、地域でいろんなことができる機会を与えられたと僕は思っているの、積極的に取り組んで欲しいと思いますが、そこをぜひ各市町教育委員会と一緒に検討を進めてください。それで、できれば4月からいろんな形でスタートするといいなと思っています。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告6 松阪地域特別支援学校(仮称)に係る学校基本構想(案)について (公開)

(東特別支援教育課長説明)

報告6 松阪地域特別支援学校(仮称)に係る学校基本構想(案)について

松阪地域特別支援学校(仮称)に係る学校基本構想(案)について、別紙のとおり報告する。平成25年12月19日提出 三重県教育委員会事務局 特別支援教育課長。

松阪地域特別支援学校(仮称)に係る学校基本構想(案)についての説明ですが、主に担当しております学校整備推進監よりご説明します。

(大藤特別支援学校整備推進監説明)

松阪地域特別支援学校(仮称)の整備につきましては、平成24年度6月5日の教育委員会定例会において、松阪市にあります三重中京大学の校地を活用して整備を進めることについてご報告いたしました。現在、三重中京大学の校舎、体育館について解体工事が進められておりまして、校舎の設計についてもこちらのほうで進めておりまして、昨日、12月18日ですが、プロポーザル方式で選定いたしました株式会社佐藤総合計画というところと県土整備部の営繕課のほうで契約をしたということを聞いております。

建築に関わる整備と併せて、新しい学校のあり方や教育内容について、保護者の代表や各市町の関係者などからなる「松阪地域特別支援学校(仮称)整備推進委員会」において検討を重ねてまいりました。今回、その整備推進委員会において、松阪地域特別支援学校(仮称)に係る学校基本構想を取りまとめましたのでご報告します。資料1-1、資料1-2、資料2がありますのでご覧ください。

それでは、松阪地域特別支援学校(仮称)整備の経緯についてご説明いたします。松阪、南勢志摩地域の知的障がいを対象とした県立特別支援学校「玉城わかば学園」というのがございますが、こちらは児童生徒数の増加により教室不足が生じておりましたので、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」において松阪地域(松阪市、多気町、明和町、大台町)に知的障がいに対応した特別支援学校を整備することにいたしました。

平成23年度から24年度にかけては、松阪地域特別支援学校(仮称)整備推進協議会におきまして学校のあり方について、それから、整備候補地の検討、特に整備候補地の検討が主だったわけですが、進めてまいりました。整備推進協議会の委員の一覧につ

いては、資料1-1の に委員の構成を示していますのでご覧ください。この協議会で平成24年5月に三重中京大の校地を整備することにいたしました。平成25年3月に「県立特別支援整備第二次実施計画」を改定いたしましたして、平成28年度内を目途に施設の完成を目指すということで年度のスケジュールを進めさせていただきました。以上が、整備の経緯でございます。

続きまして、学校基本構想の検討の経緯についてご説明します。平成24年度末に整備推進協議会において学校基本構想について「自立と共生」を学校基本構想の大きな柱とするということを確認いたしました。それを受けまして平成25年度になりまして「松阪地域特別支援学校（仮称）整備推進委員会」を設置いたしまして、「自立と共生」を柱とした学校基本構想について検討を進めてまいりました。平成25年度からの整備推進委員会については、こちら資料1-1の に委員の一覧を示しております。こちらのほうは人数を協議会のほうから少し減らしてまして、協議会のほうは候補地を決めることが非常に大きなことでありましたので、もう少し人数を減らして学校基本構想の中身についてじっくり話をしようということで、こちらの人数にして検討を進めてまいりました。その委員会の日程についても、その次の に書いてありますので、このような形で委員会を進めてきました。そして、この11月ですが、学校基本構想（案）をまとめましたので、それが資料2になりますが、これは後ほど詳しくご説明しますが、学校基本構想をまとめましたということです。

それで、この学校基本構想を検討するにあたり、推進委員会だけではなく地域や保護者の方のご意見、それから、先進校の情報なども収集をいたしましたので、それについてもご説明したいと思います。保護者の意見については、まずアンケートを実施いたしました。このアンケートの中身については、「新しい特別支援学校に望むこと」ということでお聞きをしたわけですが、それを取りまとめましたのが資料1-2の です。主な意見については、こちらの資料に示してありますが、進路指導、就労であるとか、個に応じた指導であるとか、社会性を身につけられる指導であるとか、いろんなご意見をいただきました。また、地域からの意見については、各市町から小中学校の学校長や特別支援学級を担当しております教員が委員として参加しておりますので、その委員から意見を聞いております。

先進校でのベンチマークの実施につきましては、資料1-2の のほうに示しております。そちらのほうに書かせていただいている形でベンチマークを行ってまいりました。教育課程や作業学習の内容などを学校基本構想の参考といたしました。

それでは、学校基本構想に移ります。資料2をご覧ください。学校基本構想の柱としましては、先ほども申し上げたように「自立と共生」ということです。「自立と共生」だけでは少し分かりにくいので、「地域で豊かに生きる子どもを育てます」という風に示させていただきました。保護者のアンケートの中からも、地域との関わりを是非持って欲しいということは何度もいろんな内容に関わって出てきていることでしたので、このようにさせていただきました。「自立と共生」ということですので、その「自立」に向けた取組と、「地域との共生」に向けた取組と大きく2つに分けて、その取組について記載をしております。

まず、1の児童生徒の「自立」に向けた取組についてです。「自立と社会参加をめざ

し、小・中・高等部の学びがつながる教育体制を築きます。」といたしました。学びが
つながる縦の小・中・高のつながりはなかなか難しいので、縦の学びが
つながる取組ということで考えております。

具体的な取組といたしまして、「早期からの一貫した教育支援」といたしまして、
「小中高一貫したキャリア教育に努めます。」、「小中高の一貫した教育体制の中、
児童生徒のコミュニケーション力の向上を目指します。」、「小・中学校から入学して
くる児童生徒に対する教育支援について充実させます。」といたしました。特に、この
コミュニケーション力というものについては、知的障がいのある子どもたちにとっては、
非常に難しい部分ではありますが、日常生活を送る上では必ず必要になるものとい
うことで、特に教育の中心に据えたいと考えます。

また、「自立と社会参加を目指す進路支援」といたしまして、「キャリア発達に
応じた学習内容や支援を充実させます。」、「個々のニーズに応じた進路支援を行
うとともに、特に高等部では職業コースなどの特色ある教育課程の編成に取り組み
ます。」、「この辺りは保護者のアンケートの中にもこういう構想を設けて欲しい
であるとか、それぞれの個々に応じたという辺りも強く出てきていたところです。
「地域の企業と連携した職場実習を積極的に進めます。」、松阪地域にはた
くさんの企業がございまして、そのような企業と連携した職場実習を考
えております。それから、「職域開拓を充実し、生徒の適性に
応じた就労先及び職場実習先の確保に努めます。」といたしました。先
ほども申しあげましたように、この三重中京大学の跡の校地は市街地に立地
しておりますので、その地の利を活かして地域の企業と連携した職場実習、
また特色のある教育課程としては職業コースの設置を目指すとともに、
先ほどのベンチマークのところにも少しありましたが、福祉の教育課程
を考えております。介護の作業学習などをやっております学校を見てまい
りましたので、新たな作業学習なども検討していきたいと考えていま
す。

次に、「地域との共生」に向けた取組ですが、「地域を学びの場とすることで、
児童生徒と地域が
つながる仕組みを作るとともに、松阪地域の特別支援教育を推進します。」
といたしました。具体的には、「地域に根ざした学校づくり」といたしま
した。その中に小・中学校との交流であるとか、社会体験や地域行事への参加
を積極的に行って、これを単発ではなく年間を通じてやっていきたいと考
えております。それから、地域の方々に学校に入ってきていただく機会も
設けていきたいと考えています。それから、当然、関係諸機関がございま
すので、ネットワークを構築して支援体制を作っていきたいと考えていま
す。地域に根ざした学校づくりを進めていくために積極的にこのように進
めていきたいと考えております。

最後に、「特別支援教育におけるセンター的機能の充実」としまし
た。当然、センター的機能を発揮することが必要になってきますので、授
業のコンサルテーション、講師の派遣、公開研修会などを実施すること
であるとか、指導法や教材・資料を提供していくこともセンター的機能
になると思いますので、そのようなことを進めていきたいと考えていま
す。

以上が、松阪地域特別支援学校(仮称)に係る学校基本構想の案となり
ます。今後は、この学校基本構想について保護者や地域に周知を図って
いくとともに、教育課程や作業

ワーク等の教育内容について検討を進め、大枠を決めてまいりたいと思っております。

【質疑】

委員長

松阪地域特別支援学校の基本構想の案についてご説明いただきましたが、この点についていかがでしょうか。

丹保委員

4ページの学校基本構想のところですが、最初に「自立と共生」というのがありますね。この「自立」というのは生徒の自立ということで、おそらく生徒に関連した「共生」だと思いますが、この「共生」の意味はどういう意味ですか。

特別支援学校整備推進監

2のほうに書かせていただけてますが、「地域との共生」ということで、地域の皆さんと共に生きるという考え方と考えております。

丹保委員

そうすると、「地域」という限定が入るわけですよ、この「共生」の意味には、もっと広い意味での「共生」だと思ったのですが、そうすると、この「共生」の意味は、「地域との共生」という限定された「共生」ということになりますか。

特別支援学校整備推進監

大きな柱としては、もちろん地域だけに限らずいろんな方と共生することはあると思いますが、具体的な学校の取組と考えたときに、「地域との共生」という風に考えております。

丹保委員

大きな「自立と共生」といった場合の「共生」と、ここで書かれている「共生」が少し狭まってきてるかなという気がして読みましたが、これで地域、センター的機能の充実ということでまとめてしまっているのかなというのは気になるのですが、それをよくお分かりになって書いているということですね。

委員長

「自立と共生」という、主語なしの言葉から「地域との共生」という風にすると、少し意味は狭まるんじゃないかというお話ではありますが、これはどんどんブレイクダウンして行って、施設の機能に落とし込んでいくときに、「共生」の部分は施設でいうとセンター的機能であるとか、地域の小・中学校と交流するとか、そちらの意味での「共生」ということを表しているんだというつながりですね。

特別支援学校整備推進監

そういうことをつなげていく中で、やがてはいろんな、地域だけではなくて本当の意味での「共生」というところにつながっていくのではないかと考えています。

委員長

ということではありますが、いかがでしょうか、他にございますか。

具体的に基本設計をするところまでは業者が決まったんですか。

特別支援学校整備推進監

業者が決まりましたが、これから基本設計に入ります。

委員長

これからそこにいろんな要望を出しながら図面にしていくという作業ですね。
この構想というのはすごく重要ですから。

教育長

どこの業者ですか。

特別支援学校整備推進監

佐藤総合計画というところです。

教育長

会社の場所は。

特別支援学校整備推進監

会社の場所は名古屋です。

委員長

それはよろしくお願いします。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告7 三重県こども心身発達医療センター（仮称）併設特別支援学校に係る基本設計について（公開）

（東特別支援教育課長説明）

報告7 三重県こども心身発達医療センター（仮称）併設特別支援学校に係る基本設計について

三重県こども心身発達医療センター（仮称）併設特別支援学校に係る基本設計について、別紙のとおり報告する。平成25年12月19日提出 三重県教育委員会事務局 特別支援教育課長。

それでは、資料の1ページをご覧ください。まず、1ページの上段です。取組というところでまとめました。この医療センター及び併設特別支援学校の整備についてですが、各関係部局並びに関係学校等と連携をしながら検討を進めてまいりました。建築に係る設計は、今年度4月から該当学校である、城山特別支援学校草の実分校、津市立高茶屋小学校及び南郊中学校のあすなろ分校、津市教育委員会、病院等の関係者と、建築設計業者の日建設計との間で協議を重ねてまいりました。この度、基本設計がまとまりましたので、その概要について報告させていただきます。

資料は3ページをご覧ください。この病院の部分と学校の部分の基本設計の概要について、別紙としてまとめさせていただきました。この施設計画の概要です。この病院の予定病床数ですが、110床となっております。小児整形外科病棟で30床、児童精神科病棟で80床となっています。施設概要の(6)をご覧ください。学校の部分ですが、全員が入院を対象としておりますので、特別支援学校の児童生徒数につきましてもマックスが110名となります。肢体不自由教育部門が30人、病弱教育部門が80人となります。

建物の概要ですが、建築規模は17,100㎡、このうち、特別支援学校は約4,1

00㎡となります。資料の5ページ、A3横長にカラー刷りでイメージ図を用意させていただきました。この上段をご覧ください。中央向かって左側、上に八角形の建物がご覧いただけます。これが病院の部分です。向かって右側、五角形の台形の形のところが特別支援学校となっております。この施設の詳細につきまして、次の6ページの「平面計画」をもとにご説明申し上げます。

まず、先ほど申し上げましたように、障がい特性の異なる児童生徒が、同一の施設を利用するという状況の中から、可能な限り学習空間を分離をして安全面を確保させていただきました。このことにより、まず教育部門ですが、教室を階層別に分けております。6ページの上段の左側のオレンジの部分、肢体不自由児教育となっておりますが、ここに肢体不自由のお子さんの教室を配置します。そこから右のほうを見ていただくと病院のほうですが、小児整形病棟となっております。ここに肢体不自由の子どもたちが入院をしている病室があります。同じ1階に置くことによって登下校の移動がスムーズになると考えております。子どもたちの多くが車椅子を利用したり歩行器を利用しますので、この教室の真ん中に中庭を置いております。自由に屋外での活動ができるように、また、移動がしやすいようにという観点から、中庭を教室の中心に配置をした計画を考えております。

2階の部分、6ページの図でいきますと、右側の上段のほうをご覧ください。水色の部分です。ここが病弱教育と書いてあります。今のあすなるの子どもたちがここで学習をするということです。ここの教室の配置等の工夫ですが、病弱教育部門の子どもたち、障がいの特性から音等に非常に過敏です。従いまして、向かい合う教室から漏れてくる音等が授業の妨げとならないようにという配慮から、廊下を挟んで教室が向かい合わないようなレイアウトにしております。

併せて小学部と中学部がこの階に一緒に入ります。当然学習の日課は異なりますので、できるだけ動線交錯を少なくして刺激し合わないようにという配慮を考えております。

下に八角形の図が2つございます。これは、病棟の3階、4階部分で、あすなるの子どもたちが入院をしている病室です。子どもたちは、この3階の部分から学校共用と下書いてありますが、体育館が3階にありまして、その隣にあるのが昇降口です。子どもたちは3階から登校してきます。病院と学校の生活の切り替えを行うということで、3階の屋上の通路を通して登校をし、3階の専用昇降口から2階に下りて教室に入っていくよう計画をしております。以上が、この併設特別支援学校の基本設計の概要です。

併せまして、資料3ページにお戻りいただきまして、この併設特別支援学校の機能の面です。これにつきましてはまだまだ検討の途中ですが、教育内容に係る基本的な考え方、それから地域支援のあり方、この大きく2点について、今、検討を重ねているところです。教育内容に係る検討の中では、特に入院している子どもたちですので、治療が重要な役割を担うということで、学習指導要領に基づく教育課程の工夫を、医療を優先する中での編成という観点から検討しているところです。学校の日課と病院の日課、そのすり合わせも必要になってまいります。授業時間の中で治療に抜けたり、訓練に抜けたりということもありますので、この辺りについての検討をしているところです。

それから、あすなる学園、これまでも非常に特徴的な取組をやってきていただい

ります。そういった治療や教育のこれまでノウハウをいかに引き継いでいくか、こういった点についても、関係する分校の職員並びに病棟の職員とともに検討をしているところです。

2つ目の大きな柱は地域支援です。この地域支援、支援を必要とする方々に対するセンター的な機能を担うということになってまいります。特別支援学校が今後果たしていかなければならないセンター的役割、情報発信、研修の機能、あるいは関係機関との連携、そういったところについても今、関係者との間で詰めをしているところです。併設特別支援学校の機能については、今後、始まっていきます実施設計と併せて、今後も引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上が特別支援学校の基本設計に係る報告でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【質疑】

委員長

報告7はいかがでしょうか。

柏木委員

対象の子どもたちの年齢、これを見ていると小児とか児童という形で、中学生の子どもたちはどうなのか。また、高校生の子どもたちはどうなっていくのかだけ教えてください。

特別支援教育課長

肢体不自由の教育部門については、今の草の実分校がそのままこちらへ移ってきますので、対象となるのは小学部、中学部、高等部となります。

病弱部門については、あすなろ分校の子どもたちがここへ移ってきますので、小学部と中学部となります。

委員長

よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。

丹保委員

工事費は12億円ということですが、他の教材とかいろんなことを入れるとどれくらいかかりますか。

特別支援教育課長

建築に係る部分について、今この金額ですが、教材・備品等につきましては、これからの検討になります。

委員長

何かパースができると、すごく実現が近くなったと急に思いますね。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告8 三重県いじめ防止基本方針策定について (公開)

(田淵生徒指導課長説明)

報告 8 三重県いじめ防止基本方針策定について

三重県いじめ防止基本方針策定について、別紙のとおり報告する。平成 25 年 12 月 19 日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

以下、説明つきましては、子ども安全対策監から説明させていただきます。

(倉田子ども安全対策監説明)

三重県いじめ防止基本方針策定につきましてご報告させていただきます。

1 の「経過」です。三重県においては、文部科学省が 10 月 11 日に発表した「いじめ防止基本方針」を参酌して、「三重県いじめ防止基本方針」（以下基本方針という）の策定を進めています。

基本方針の策定にあたっては、これまで、以下のように進めてまいりました。

(1) 庁内関係課会議の開催。基本方針の検討にあたり、いじめ問題への対応に係る庁内関係課が協議する場として、庁内関係課会議（以下庁内会議という）を設置し、11 月 22 日、29 日、12 月 11 日、18 日に 4 回の会議の開催し、基本方針（素案）の検討を行いました。

なお、庁内会議は、育成支援・社会教育担当次長、子ども安全対策監、以下その他関係課の 9 課長をもって組織をしております。

(2) 三重県いじめ防止基本方針策定委員会の開催。基本方針（素案）について、多様なご意見をいただきながら策定していくため、学校関係者、行政関係者、関係機関、学識経験者等をもって組織される、以下策定委員会を 12 月 6 日に開催しました。策定委員については、別紙のとおりです。次に別紙が付けてありますので、別紙をご覧ください。

策定委員会では、基本方針に基づき設置した組織である、「三重県いじめ問題対策連絡協議会」と「三重県教育委員会の附属機関」、これは後ほど説明させていただきます、の設置及びその役割についてや、市町教育委員会との連携及び支援に関することを中心に活発な意見交換を行い、具体的な内容について協議いただきました。

(3) 教育警察常任委員会での所管説明。12 月 10 日に教育警察常任委員会において、基本方針策定に係る経過及び基本方針（素案）の概要について説明をいたしました。

「2 今後の対応」です。「三重県いじめ問題対策連絡協議会」及び「三重県教育委員会の附属機関」の設置及びその役割について整理するとともに、市町教育委員会との連携及び支援について明確にします。市町が設置者である小中学校への対応についても、県として包括的な支援を積極的に行っていきます。このことについては、基本方針（素案）の中で以下のような内容を具体的に記載しました。

(1) いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処。三重県教育委員会は、県内小中学校教職員及び市町教育委員会を対象とした研修会を開催するとともに、市町教育委員会との合同会議を開催して、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について共通理解を図る。また、市町教育委員会及び学校の取組状況、児童生徒の状況について、県内一斉に調査を実施し、必要な助言や情報提供を行う。さらには、学校だけでは対応することが難しい事案に対し、市町教育委員会の要請に応じて、スクールカウンセラーや生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーの派遣による支援を行う。

(2) 組織の設置。三重県いじめ問題対策連絡協議会においては、法第14条第2項の規定に基づき、市町教育委員会との連携を適切に行うため、三重県小中学校長会及び三重県市町教育長会の参画を求める。また、市町教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、附属機関を置くことができるとされているが、三重県教育委員会は、市町教育委員会の附属機関の設置について、職能団体との協力が得られるよう体制を整える。

(3) 重大事態に関すること。三重県教育委員会は、市町教育委員会の要請に応じて、問題解決を図るための人的支援や、調査組織に係る専門家を紹介するなど、積極的な支援を行う。なお、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合は、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

また、1月10日に第2回策定委員会を開催して協議を行い、その後も庁内会議での検討を重ねたうえで、1月末を目途に基本方針の策定を進めてまいります。なお、「三重県いじめ問題対策連絡協議会」と「三重県教育委員会の附属機関」については、2月議会に設置条例議案を上程することを、現在検討しています。

お手元に「三重県いじめ防止基本方針」の案を置かせていただきました。限られた時間ですので、構成とポイントだけをお話させていただきたいと思いますので、ご覧いただけますでしょうか。

「はじめに」のところは、いじめについての基本的認識や対応の基本、また、三重県としてやってきたことを踏まえて基本方針を策定していくということが謳ってあります。

以下、2ページからは、国の基本方針に沿って「いじめの防止等のための対策の基本的な方向」ということで、「法定の意義」、2ページの下にあります「基本理念」、3ページに「いじめの定義」、4ページには「いじめの理解」、5ページには「いじめの防止等に関する基本的な考え方」として、以下、5ページから7ページの上にかけて記載をしております。

さらに7ページの3番のところに、ここから「三重県が実施するいじめの防止等に関する施策」ということで、(2)と(3)が先ほど申し上げた組織なので、ここを読ませていただきたいと思います。7ページ(2)の「三重県いじめ問題対策連絡協議会の設置」です。これは、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、法の趣旨を踏まえこの組織を設置するとしております。構成は、そこに記載のとおり関係機関、団体の各代表及び学識経験者となっております。

(3)は「三重県教育委員会の附属機関の設置」ということで、本方針に基づく県立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、三重県教育委員会に「附属機関」を設置するというので、以下、機能として、いじめ問題に関する調査研究、8ページには、重大事案等に係る調査を行う場合に、この当該組織が調査を行う。さらに、あとは、教育委員会が必要と認める事項については審議ということで、構成はそこにありますような専門家等というようなことを考えております。

以下、三重県として行うこととして、(4)の「相談体制の整備で」とか、(5)

の「いじめの未然防止のための方策」、9ページには、(6)「いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策」ということで記述してあります。

11ページには、「県立学校及び私立学校が実施するいじめの防止等に関する施策」ということで、学校としてすべきこととして、「(1)学校いじめ防止基本方針の策定」、(2)は「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」ということで、必ず学校にもいじめの防止等のための組織を置くということをここに定めておりますので、それを使いまして記載をしてあります。

12ページには、「学校におけるいじめの防止等に関する措置」ということで、「いじめの防止」や12ページの下「早期発見」、並びに13ページにあります「いじめに対する措置」の注意事項等を記載してあります。

13ページの「重大事態への対処」につきましては、まず、重大事態の定義として、中ほどに、まず一番のところですが、これは、「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」、いじめによって相当の期間、目安としては30日となっております。相当の期間、学校を欠席した場合に対処していくということで、以下、重大事態につきまして「報告」、14ページ、「調査の組織」、「調査」、15ページ「調査結果の提供及び報告」となっております。

16ページの一番上のところに(6)として「再調査」と書いてありますが、これは、学校や教育委員会が行った調査の結果を受けて、三重県知事が必要と認める場合は、再度、調査をするということが法にもありますので、それに則って三重県の基本方針においても、その記載がしてあります。

16ページの6につきまして、先ほどもこれは申し上げましたので割愛させていただきます。

以上、ポイントに絞って説明させていただきました。

【質疑】

委員長

報告8は、いかがでしょうか。

柏木委員

まず、1つ目として、県立学校は小中も含めて「県立学校」となって、ここに記載されているのでしょうか。

子ども安全対策監

小学校、中学校は市町の設置ですので、直接は県立学校となってくるかと思います。

柏木委員

ということは、ここに書いてある県立学校の「児童」というと、どこの学校になりますか。

子ども安全対策監

特別支援学校には小学部、中学部があります。

柏木委員

もう1点お聞きしたいのが、こちらの策定についての2ページで、県内の小中学校の教職員及び市町の教育委員会を対象とした研修会を行うと書いてありますが、これには

高校の教員は研修の対象にはならないんですか。

子ども安全対策監

なっております。生徒指導課でももちろん県立学校、高校の教員も研修しておりますし、小学校、中学校の教員に対する研修もしております。今後も同じです。

柏木委員

2ページの上から2行目も小中高が対象ですか。

子ども安全対策監

申し訳ありません。2ページのことについては、訂正いたします。小学校、中学校の支援ですので、小学校、中学校です。委員がおっしゃったのは、今後の対応のところに書いてある、自分も混乱いたしました。委員がおっしゃる今後の対応のところの2ページにありますのは、小学校、中学校への対応ということで、市町の支援ということで、ここの「県内小中学校」というのはその対象ですが、全体としては県立学校対象の教員の研修も行っております。

教育長

この項目は、市町教育委員会あるいは小中学校への包括的支援の中身なんです。

子ども安全対策監

補足しますが、本冊の案の9ページを開けていただきますと、上から4つ目のところに教職員の指導力の向上を目指した研修の充実を図るということで、ここには包括的な意味で記載をしてありますので。

教育長

2ページのことではいい。2ページは市町の小中の包括的な支援でしょう、この(1)は。

子ども安全対策監

2ページについてはそうです。2ページは市町で県立学校はありません。

教育長

前ページを読んでもらったら分かります。

委員長

他にはございますか。

前田委員

すごく大きく組織的に、システムティックにやろうというのはよく分かりましたが、私、一番大事なのが、より現場に近いところだろうと思います。学校あるいは教室の中のキャッチアップといいですか。よくあるのが、いじめとは先生が気がつかなかったとかいう文言をよく聞きます。それは組織論だけでは解決できないと思うんですね。一番防止ですね、予防といいですか、未然に防ぐところ、それをどうすぐに処置するか。一番最先端の現場のところの感度が組織論よりもっと必要に思いますので、そここのところを組織がきちっと機能するように、そういうことがキャッチアップできるようによろしくお願ひしたいと、これは意見です。

委員長

それも配慮していただきたいことですね。

他、いかがでしょうか。

柏木委員

高校の場合ですと、いじめられたほうが学校を辞めてしまって学校を離れてしまうので、それでおしまいということもよく聞きます。また、高校の場合、結構犯罪にそのままつながってしまって、テレビ報道でも恐喝や、それこそ暴行事件にもいじめから発展していくことが多々あって、それが学校を退学しても、またさらに金品の要求ということがあり得る可能性がたくさんありますし、現実、そういうことも耳にします。なので、県立高校のいじめに対しては、小中とはまた別の、退学までの過程の加害者、被害者の問題もしっかり見ていただければと思います。

委員長

今の点はいかがでしょう。

柏木委員

いやだったら辞めてしまうんですね、高校でいじめがあると不登校を乗り越して。

委員長

学校教育現場を離れてしまった後のフォローみたいなのは、ある意味、警察沙汰になるのかなと思わないでもないですが。

生徒指導課長

本冊の13ページにも記載はしてあります。学校におけるいじめ防止等に関する措置というところの(ウ)の「いじめに対する措置」のところにありますが、今、委員がおっしゃったとおり、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察に相談・通報するということで、もちろん在学中、その問題を認知したときから、必要に応じて警察を含めて関係機関ときちんと連携を取りながら対応をしていく必要があると思います。それが、退学後うんぬんということになりますと、我々の手の届かない範囲ももちろん出てきますが、それ以前からこういう風に我々が感知して、我々の手の届くときに警察とも連携を取りながらやっていきたいと考えておりますので、それ以降につきましては、それぞれの対処が可能な組織のほうで対応が取れるような連携を取っていきたいと考えております。

柏木委員

いかに在学中に子どもたちや保護者がSOSを学校やいろんなところに出すかということに係ってくるというわけですね。

生徒指導課長

そうですね。

丹保委員

いじめを先生たちがなぜ見抜けないかとよく議論をしますが、見抜きやすいものと、すごく巧妙ないじめもありますので、私は一概に全部見抜けるとは思えないんです。私の聞いた話では、親も気がつかないし、先生も気がつかない、でも、ものすごいいじめをしているようなことを、他の子どもの口から聞いたことがあるんですが、そういうこともありますので。私は見抜けない、いじめが起こったからすぐ教室の先生にせいにしてしまうのは非常に短絡的だと思うんですね。そういうようなこともありますので、もしそういうふうに先生の全部責任してしまうと、先生が隠蔽してしまう可能性もあるんですね。校長も多分自分の責任のように思ってしまうので、まず、いじめがあるから即

先生が悪いとか、いじめがあるからその学校の先生がすぐ悪いというふうに絶対短絡的に考えないで欲しいと思うんですね。

もし、いじめが起こった後の措置で問題があれば、それは先生の問題とかありますし、原因が先生であれば、それはもちろん先生の責任ですが、そういうことも含めて、マスコミなんかはすぐに先生はなぜ発見できなかったのかとか、そういうセンセーショナルな話がありますが、スーパーマンじゃないので私は先生を神格化してはいけないんじゃないかと思ってますので、その辺も皆さんは多分ご存知だと思いますが、そういう点も考えて取り組まないと、ミスをしてしまうんじゃないかという気がします。感想として。

委員長

他にいかがでしょうか。

附属機関の表現が私、よく分からないのですがよろしいですか。1点は、県の教育委員会はまず附属機関を、これは置かなければならないのですか。

子ども安全対策監

法律では置くことができると。国の基本方針においては、置くことが望ましいとなっております。

委員長

望ましいということで、これは2月に条例化してでも、まず附属機関として設置しよう。これが本冊の7ページの下から8ページの上を書いてあるように、調査も行うような権能を有するものになるということですね。そのための専門家も組織して置くということですね。そうすると、それと同じようなものを市町の教育委員会も設置できるように県は支援する、という風に要約版では読めるんですが、それはそれでよろしいんですか。

子ども安全対策監

それに書いてありますように職能団体の弁護士会や臨床心理士会等の専門家を紹介するという意味で支援するということで記載させていただいております。

委員長

つくることはつくるんですね。市町もできれば作って欲しいという言い方ですか。

子ども安全対策監

そのように市町の担当者を集めた説明会では言っております。

委員長

そうすると、市町の附属機関である組織と、県の教育委員会がつくる組織との役割分担は、公立の小中学校でいろいろ発生したいじめ事案については、市町の教育委員会の附属機関がいろいろと対応し、県立学校については県がやるという、そういう大きな仕分けということでもいいんでしょうか。

子ども安全対策監

そのとおりです。

委員長

それで、市町の教育委員会はいじめの案件については、県の教育委員会には一応報告をしてくる形になるんですね。そうして、重大事案と認めた時に、再調査という時には、この附属機関は関係するんですか。

子ども安全対策監

教育委員会の附属機関は再調査と関係いたしません。

委員長

その時には首長のほうが再調査を行う。その再調査でどういう人たちがどういう風にやるのかというのは、今回の方針には書いてないということでもよろしいのでしょうか。

子ども安全対策監

はい、現在はまだ定まっておりません。

委員長

そうすると、そこはある意味、かなり裁量が効く形になっているのでしょうか。今のこういうストーリーは、まさに大津のケースをそのままなぞっているような感じですね。

子ども安全対策監

それにつきましては、庁内の関係課のさっき申し上げた9課の課長を入れた会議の場で、今、委員長がおっしゃっていただいたことを含めている現在の検討をしております。

委員長

そうですか、なるほど。まだ制度設計の途中だということでもありますから、ある程度ははっきりしておかないといけないだろうと思いますね。

それから、私立学校はこういう組織を設置することが望ましいということについては、私立の学校はすんなりとそうですねと言っているんですか。

子ども安全対策監

学校の中の組織のことでしょうか。これは県立、私立に関わらず法で学校の組織はつくらなければならないとなっておりますので、それはつくられるはずです。

委員長

マストですね、学校の中の組織は。

子ども安全対策監

ただ、それについては、通常は何らかの生徒指導の組織は現在もあるはずですが、それをさらに充実させるという意味で、それは可能ではないかと思っております。

委員長

確かにいじめはどのような場面でも、どこでも発生する可能性があることは確かではありますね。

教育長

そのためにアンケート調査とか自己通報ができるように、救いを求められるような仕組みを今つくっているということです。それについては10ページあたり、先ほど前田委員も言われましたが、早期発見につながるものとして具体例も書いてあります。

委員長

早期発見に関わることね。分かりました。

ただ、2月には条例ということと言うと、かなり詰めた検討をしないとイケない感じではありますね。

他、ございますか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告9 平成25年度「ケータイ・ネット対策事業」ネット検索の結果について（公開）

（田淵生徒指導課長説明）

報告9 平成25年度「ケータイ・ネット対策事業」ネット検索の結果について

平成25年度「ケータイ・ネット対策事業」ネット検索の結果について、別紙のとおり報告する。平成25年12月19日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

それでは、資料をご覧ください。今年度の「ケータイ・ネット対策事業」で民間の企業に委託する形でインターネット上で、三重県内のすべての公立小学校、中学校、そして、県立高校、県立特別支援学校の学校が特定できる書き込みがどのくらいあるかというのを、9月1日から10月15日までの期間、検索を行いました。その結果をまとめております。2番、3番に表がございまして、その表の解説が4番のところにあります。2番3番の表と4番の内容を合わせながら説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

今回の検索で学校が特定できる書き込みというのは、2番の表の右下、3,003件の書き込みを発見することができました。この3,003件の書き込みは、県内627校のうち、609校についての書き込みでした。これは昨年同期の検索に比べて224件減少した形になっております。

これを校種別に、2番の表を横に見ていただきますと、小学校、中学校、高等学校それぞれ括弧内が昨年の件数ですが、すべて減少をしております。特別支援学校が昨年1件ですが、今回8件、検索で見つっております。これが校種別の様子で、おおむね減少の傾向。今度は縦にその表を見ていただきますと、その書き込みがあったインターネット上のサイトのタイプ別ということで、3つのタイプに分けて掲載しております。1つは「掲示板タイプ」というもので、1つの題に対して不特定多数の者が書き込みができるというタイプのところで、そこが昨年より300件余り減少。そして、次の「ブログタイプ」というところ、これは自分自身のことをたくさんいろいろなことを書き込んでいくプロフィールというもの、あるいは、よく聞く言葉ではブログというタイプですね。これが昨年から833件減少の643件見つっております。そして、もう1つは「ツイッター」ですが、昨年111件だったのが、今回1,022件ということで、児童生徒の書き込みに関する嗜好が、インターネットに入ってそのサイトに入り、いろいろ探して書き込むというよりは、自分のスマートフォンからすぐ自分の思いをかけるというタイプのツイッターのほうに移行しているのが、この数字に顕著に表れているのではないかと考えております。

次に、その内容ですが、3番が「問題のある書き込み件数」という表ですが、この3,003件のうち、例えば誹謗中傷であるとか、個人情報に掲載されているとか、あるいは、非行、喫煙などの不良行為に関する記載がある、そういった問題のあると見られる書き込みの件数は、内数で469件ありました。これは、昨年は935件発見されておりますので、これについては466件減少ということでほぼ半減をしております。

その469件のうち、特に危険度が高いと思われるものを抽出したところ、16件あ

りました。これは469件の内数の16件です。この16件の危険度が高いというのは、例えば、個人が特定できる児童生徒への誹謗中傷であったり、その本人と直接連絡が取れるような携帯電話の番号やメールアドレス、あるいは、なにがしかのID番号、そういったものが掲載されているもの。あとは、事故や事件につながるような緊急性のあるもの、こういったものを危険度の高い書き込みとして検索したところ、16件ありました。これも昨年は23件でしたので、大きく減少しているところです。

その減少は、すべての件数も、及び問題のある件数、危険度の高いものもすべて減少ですが、これは最近、よく新聞等にもありますように、インターネットで検索にかかるサイトではなく、スマートフォンなどでアプリケーションを使って検索にはかからない、入っていけないところを使ったコミュニケーション、そこで子どもたちがいろんな情報のやり取りをしている、そこに移行している、その結果と推測されます。

戻りまして3番の表の16件の危険度の高い書き込みですが、そのうち13件は、誹謗中傷でした。そして、1件が、先ほどの個人情報掲載で、その他に類するものが2件という形で、16件の分類ができております。この16件については、発見されてすぐに、その学校あるいは市町教育委員会に連絡をさせていただいて、それぞれの学校から本人への指導を行っておりまして、その書き込みをまず削除するようにすることができるよう指導を行いました。ですから、今のところ、その書き込んだ本人が、学校は特定できても本人が特定できていないというような理由や、あるいは、指導上、すぐに削除に入るよりは、少し様子を見ながら長く指導したほうがよいと思われるような書き込みもありましたので、全部の削除という形には現在はいたっておりませんが、逐次、徐々に削除に向かっていると認識をしています。今現在は7件が削除済みになっております。

この結果を受けまして、この後の対応としましては、これは裏面の2ページになりますが、このネット検索もある一定の成果があります。これを用いて各学校に注意を促すように指導することができますので、この検索も継続をしながら、そして、もう一方で保護者等に対して、ネット啓発のリーダーによる啓発活動、啓発行動の行為といったものも、今現在、行っております。毎年2,000人程度の保護者の方が受けていただくような講座を各地で行っておりますので、これも啓発行動として続けていきたいと思っております。こういった全体を網羅するような対応も続けながら、先ほど申し上げたスマートフォンのように、これは機械的にはなんともしようもないというものについては、個々の生徒にそれぞれに対して情報機器の危険性、そして、ネットを利用する上での発達段階に応じた身につけるべきモラルあるいは判断力、そういったものを身につけるような対策、個別の子どもたちに対する対策、そして、教員にきちんとした指導ができる知識をつけられるような対策を来年度の事業として、今現在、検討を続けておるところで、全体的、また、個別的な対応を今後も続けていきたいと考えております。

【質疑】

委員長

報告9についてですが、いかがでしょうか。

柏木委員

掲示板的なものは減少傾向にあるけれども、ツイッター等が増えて、また、最近、テレビ等でLINEの問題が取り上げられています。LINEによるいじめから、この間は集団暴行事件、そういう話があるので、なんとかこのLINEから子どもたちを守るために、フィルタリングでLINEを止めたりとか、そういうことはなかなか難しいとは思いますが、今は、子どもたちのネットモラルを上げるという面でしか、このLINEでのいろいろなトラブルを止めることはできないのでしょうか。

生徒指導課長

まず、子どもたちにこのLINEというものをよく分かってもらうということです。利便性だけで子どもたちが使っている面があります。ですので、このラインは利便性もあるが、どのくらい危険性がある、実際どういう事件が起こっているのかということをしちんと教える必要があります。そういった内容も伝えながら、そして、それを使う上ではどんな判断が必要かという、ここはモラル的なところになりますが、技術的な面と内面的な面、この2つを併せ持ってやっていきたいと思っています。

技術的な面については、今現在、LINEを運営している業者、そして、その他のインターネット事業者と協力しながら、各小中学校から要請のあったところにはその内容を説明に行くような出前講座のようなものも何件かやってもらっていますので、それらも併用しながら我々も取り組んでいきたいと考えています。

丹保委員

モラルについては、大人でも分かってない人が多いです。今、非常に大きな成果を上げていますので、今後是非、頑張りたいと思います。

委員長

それは是非そうなんです。ただ、LINEに移行してるというのは、追っかけようがないというのは技術的な限界としてはそうなんです。

生徒指導課長

はい。技術的にはパスワードがかかって検索から外れたところにおりますので、これは入りようがないというのが現状です。

委員長

そうすると、使う側のまさにモラル向上の話、本当に隔靴搔痒ですね。

何か他にはよろしいですか。隔靴搔痒の感はないわけではないのですが、お願いします。やってください。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告10 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について（公開）
(阿形保健体育課長説明)

報告10 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、別紙のとおり報

告する。平成25年12月19日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

三重県の結果については、概要を全12ページにまとめましたので、この概要に沿って特徴的なところをご報告させていただきます。なお、別冊で結果報告書をお付けしておりますので、必要に応じてこちらもご覧ください。

概要の1ページをご覧ください。この調査は、平成25年4月から7月にかけて、文部科学省が、小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒を対象にして全国的な悉皆調査で実施されました。1ページの下段の表は、小学校5年生の結果の一覧です。黄色に色づけしてありますのは、本県の結果が全国よりも上回ったことを示しています。ご覧のように男女共ソフトボール投げの1種目のみが全国を上回り、他の種目はすべて全国を下回っています。

矢印の記号は、前回調査である平成24年度の三重県結果と比較したものです。赤色の上向き矢印は、前回調査より数値が向上したことを、色の付いてない下向き矢印は前回調査より低くなったことを表しています。男子は4つの種目で前回は上回り、女子は長座体前屈以外の7種目で前回は上回りました。体力合計点では男女共前回調査を上回りました。

2ページをご覧ください。中学校2年生の結果一覧です。男子は全国平均を上回った種目はありませんでしたが、女子は2種目が全国を上回りました。前回調査と比較すると、男子は1つの種目で上回り、女子は2つの種目が上回りました。体力合計点は男女共前回調査より下回りました。

3ページをご覧ください。上段の表は、平成20年度から体力合計点の推移を示したものです。5回目の調査であります。小学校は男女共平成20年度からわずかに上昇していますが、全国平均と比較すると本県の数値はまだ低いと言わざるを得ません。

中学校については、男女共全国水準まで近づいてきておりますが、今回調査では全国平均を下回っております。平成22年度、平成24年度は、20%程度の学校を抽出して行われておりましたが、今回は全校を対象とする悉皆調査で行われておりますし、同様の悉皆調査で行われた平成21年度と比較すると、小学校、中学校の男女共向上してきていると捉えることができます。

なお、小学校については、その悉皆調査の平成20年度、平成21年度、平成25年度の中では徐々に上がり、最高値を示しました。

4ページをご覧ください。4ページから7ページにかけて児童生徒に対する質問紙調査の回答を体力合計点とクロス集計した結果を項目ごとにグラフに示してあり、特徴的なところを表として表しております。4ページの4つのグラフをご覧くださいますと、朝食を毎日食べること、テレビを見すぎないこと、適正な睡眠時間を取ることが体力にいい影響を及ぼしていることが分かります。なお、睡眠時間については、小学校では8時間以上寝る子は体力合計点が高くなっています。

一方で中学校では6時間から8時間が適正な睡眠時間で、長く寝過ぎるとかえって体力合計点が低くなっています。これは6時間から8時間の睡眠時間を取っている生徒が、規則正しくバランスの取れた生活をしていることがうかがえると思われます。

5ページから7ページにかけての項目は、運動習慣の状況や運動への意識についてまとめています。運動頻度が多く、運動時間が長いほど、また、保健体育の授業が楽しい

という集団は、体力合計点等が高い結果となっています。

6 ページの上段は、運動が好き・きらいの状況です。全国と比較しても差はあまり見られません。中段より下は、今後、どのようなことが今よりもっと運動やスポーツを試みようかと思うかは、小学校、中学校男女共、好きなできそうな種目があったら、また、友達と一緒にできたらなどと回答しております。誰でも楽しめる運動を紹介したり、一緒に活動する仲間を組織したりすることが、運動への関心を高める一つの方策ではないかと考えます。

7 ページの中ほど、(4)に、児童生徒質問紙調査の結果をまとめました。1つ目の丸は、基本的な生活習慣の定着が大切であること、2つ目の丸では、運動が好きという意識を持たせることが必要ということです。

続いて、学校に対する質問紙調査の結果です。下段のグラフを見ていただきますと、学校全体で体力・運動能力を向上させる取組をしている学校の割合が、全国に比べて本県は低いことが分かります。8 ページになりますが、体力・運動能力向上の目標設定をしている学校の割合が、全国と比較して小中学校とも低いことが分かります。このように学校に対する質問紙調査の結果からは、本県の学校の取組や意識が、全国に比べて随分低いという状況が分かりました。9 ページの下段に書きましたとおり、教員に対する研修や学校への働きかけを通して、これまで以上に訴えていく必要があります。

なお、ご承知のとおり、本年度新たに保健体育課に体力向上推進アドバイザー 3 名を置き、アドバイザーの学校訪問を通して、こうしたことの意識づけを進めているところであり、前半ではすべての小学校を回り、そういったことの啓発、そして、現在も後半ということで、今、各学校を回っているところです。

10 ページをご覧ください。調査結果の特徴的なところについてまとめました。このページのグラフは、子どもたちの体育の授業を除く 1 週間の総運動時間を示しています。左端の帯は、1 週間の総運動時間の 60 分未満の子どもたちで、ほとんど運動しない子どもの割合を示しています。

吹き出しの中をご覧くださいように、全国と比較しますと本県は、例えば小学校 5 年生ですと 9.9%、全国が 9.1%です。ご覧のように男子よりも女子のほうが運動しない子どもが多いことが分かりますし、また、中学校において運動部に所属して日常的によく運動する子どもと、逆にほとんど運動しない子どもと完全に二極化していることが分かります。中学校の女子を見ますと、4 人に 1 人程度がほとんど運動をしていないこととなります。

別冊の 41、42 ページの円グラフをご覧ください。このように男子で 57.3%、あるいは女子では 50.2%、次のページは中学校のほうですが、男子で 83.9%、そして、女子は 82.8%、これが今回の調査の中で 1 週間の総運動時間がゼロというのを尋ねたところの部分です。

続いて、概要の 11 ページから 12 ページをご覧ください。体力、運動習慣、食習慣、生活習慣等、前回、悉皆調査で行われた平成 21 年度の調査などの結果を学年別、男女別に変化の様子をそれぞれマトリックスにして表しました。変化なし、わずかに高いというのは、文部科学省で示す変化の表現の部分で示しております。

まとめになりますが、前回までの調査との比較を通して、多くの項目で女子に引き続

き課題が見られます。ほとんど運動しない子どもも女子に多かったことを併せて考えると、女子の運動離れ、運動ぎらいをなくす取組が必要と考えます。

体育の授業改善については、研究協議会などを開催するなど進めているところですが、授業以外の体力向上に向けた取組、家庭への働きかけについて、依然として低い状況が続いております。保健体育課としましては、子どもたちが運動の楽しみや喜びを知り、運動することが好きになるよう授業の工夫や改善を進めるとともに、子どもたちが運動をする機会を増やす取組が必要と考えています。

さらに、朝食を食べること、しっかり寝ること、食や生活習慣に目を向けることなど、総合的に子どもの体力向上をさせる必要があると考えています。本年度より取り組んでおります子どもの体力向上総合推進事業において進めているところですが、今回の調査結果を有効に活用して、なお一層しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

【質疑】

委員長

報告10については、いかがでしょうか。

丹保委員

テレビの視聴時間はありますが、スマートフォンなどを使っている時間はどこかにあるんですか。

委員長

これはどうなんだろう、「テレビ(テレビゲームを含む)」で、テレビゲームのところにスマートフォンの時間も入っているのかな。

丹保委員

メールとかLINEとかありますね。

教育長

学力のほうには入っていますが。

保健体育課長

こちらの質問紙には入っておりません。

丹保委員

入ってない、分かりました。

委員長

「テレビ(テレビゲームを含む)」ということですか。スマートフォンでゲームをやっているのは、テレビゲームじゃないから入らないということなのかな。

他、いかがでしょう。新聞報道によると、体力の結果も福井は良かったですね。福井は1位だったんですかね。いいなと思っているんですが、福井の学校質問紙調査の結果との比較というのは、もしも可能だったら、やるといえるようなことが分かってくるかなという気がしないでもないんだけど、どうなんでしょう。

保健体育課長

委員長が言っていたとおり、こういった結果の上位の県の取組は、あるいはそういった質問紙などの部分は、連携をしながら情報を集めて今後活かしていきたいと考えています。

委員長

それは是非お願いしたいと思います。他にはいかがでしょう。

前田委員

結果には必ず原因があるので、結果だけ見るのではなく、原因に遡っていく、良いにしても悪いにしても原因は必ずあると思うのでよろしくをお願いします。

柏木委員

なんとか文化系のクラブに入っている子どもたちも、絵を描く前にランニングするといろいろな方策を考えないと、今後、お母さんになって子どもを産むときの体力がないと、子育てにもライフサイクルも狂ってくるので、中学生の子どもたちの、特に女性に運動をなんとかさせてあげる方策を考えていただきたいと思います。

丹保委員

まだ伸びしろはたくさんありますので、頑張ってください。

委員長

伸びしろはたくさんある。ただ、5月の連休もそうだし、夏休みもそうだけど、やたら休みのときに電車で中学生とかはクラブ活動で大会をやるのを見ますよね。本当に土曜日、日曜日でもクラブ活動で大変だなと、ジャージ着て。というあの実感とこの状況が全然ギャップが大きすぎてよく分からないんですが、結局やっている子はやっているけど、やってない子は全くやってないという。そして、やってない人がすごく多いということなんですね。家から出ないみたいな子が。

いろいろとありますが、以上でよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告11 平成25年度三重県優秀選手・指導者表彰について（公開）

(阿形保健体育課長説明)

報告11 平成25年度三重県優秀選手・指導者表彰について

平成25年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。平成25年12月19日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。この賞は、県内の中学校・高等学校等の生徒が、全国大会において優秀な成績を収め、県内学校のスポーツの範となりえたことについて、その榮譽を讃え、三重県教育委員会教育長が表彰するものです。

2に挙げてありますとおり、(1)から(8)の大会で個人ならびに学校対抗については1位から3位、団体は1位から4位の成績を収めた生徒、指導者及び学校、団体が表彰の対象となります。

3の「被表彰者及び表彰数」にありますように、被表彰者の一覧は、3ページから8ページにまとめております。また、それぞれの大会での団体の部、個人の部の表彰数を(2)でまとめております。

3ページをご覧ください。3ページは、本年度、国民体育大会では団体の部において山岳競技少年女子にて優勝を収めた三重選抜を表彰します。個人の部では優勝を収めた

レスリング競技フリースタイル50kg級の成國大志さん、いなべ総合学園です。同じくフリースタイル60kg級の藤波勇飛さん、いなべ総合学園です。陸上競技ハンマー投、油谷文月さん、相可高等学校です。延べ選手11名、指導者5名を表彰します。

4ページ、5ページをご覧ください。全国中学校体育大会では、団体の部においてバスケットボール競技女子にて2位の成績を収めた四日市市立朝明中学校、水泳競技男子総合競泳の部にて2位の成績を収めた尾鷲市立尾鷲中学校、軟式野球競技にて3位の成績を収めた海星中学校を表彰します。

個人の部では優勝を収めた陸上競技男子400mに山本フェビアスさん、陸上競技男子棒高跳の小林俊介さん、水泳競技男子400mリレーの尾鷲市尾鷲中学校のリレーメンバーをはじめ、延べ選手43名、指導者7名を表彰します。

6ページをご覧ください。全国高等学校総合体育大会では、団体の部においてレスリング競技学校対抗戦にて2位の成績を収めた、いなべ総合学園高等学校、ソフトテニス男子団体が2位の成績を収めた三重高等学校を表彰します。

個人の部では、優勝を収めた、ウェイトリフティング競技の伊丹玲於奈さん、レスリング競技の成國大志さんをはじめ、延べ選手29名、指導者10名を表彰します。

7ページをご覧ください。全国高等学校定時制通信制体育大会では、男子400mにて優勝を収めた中村郁哉さんをはじめ、選手2名、指導者2名を表彰します。

7ページ、8ページに続きますのは、全国高等学校選抜・選手権大会において、全国高等学校選抜レスリング大会にて学校対抗戦で3位を収めた、いなべ総合学園高等学校の1団体と、同大会個人で優勝した藤波勇飛さんをはじめとした、延べ14名、指導者5名を表彰します。

なお、これらの大会は昨年度3月の大会も含まれております。

2ページにお戻りください。合わせますと、団体表彰として三重選抜1チーム、学校6校、個人表彰として延べ選手99名、指導者29名を表彰します。合計128名、昨年度比で本年度表彰数は、団体、選手共に増加しております。特に地元三重県を含む東海地区で開催されました全国中学校体育大会での活躍が大きく影響したものとなります。一方、指導者については、昨年度比で7名減少しておりますが、昨年、一昨年指導していなかった指導者が16名おり、各競技において競技力向上の広がる兆しが見受けられております。

なお、表彰式は平成26年1月7日火曜日、15時から三重県勤労者福祉会館の講堂にて行います。教育長から表彰状を授与していただく予定です。

【質疑】

委員長

報告11はいかがでしょうか。

丹保委員

短く2つ。中学生の成績が良かったということ。これは平成33年に向かって非常に良いことですね。もう1つ、名前は指導者を先に書くんですか。ちょっと「えっ」と思ったんですが、これは体育のほうのやり方なんですか。

委員長

上に指導者、下に選手と書いているということですが、どうでしょう。

保健体育課長

体育のやり方というわけじゃないんですが、そういうまとめ方で進めておりますので、この形式を踏襲しております。

丹保委員

選手をメインにすべきじゃないかと私は個人的に思いますが、習慣ならしょうがないですが。強くは言いません。

保健体育課長

改善させていただきます。

委員長

他にはよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -